

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和3年11月2日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

倉吉市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を5割とし、県は、損害賠償金14,476円を支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和3年8月26日

(2) 事故発生場所

倉吉市堺町二丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場内で

後退した際、駐車枠から後退してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。